

平成21年11月17日

各保険医療機関の長 殿

茨城県保健福祉部長

肝臓機能障害の障害認定における身体障害者福祉法第15条の規定  
による指定医師の募集開始について

身体障害者福祉施策の推進につきましては、平素より御理解、御協力賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省において「肝臓機能障害の評価に関する検討会」を設置し、協議をした結果、平成22年4月から身体障害者福祉法で定める身体障害に肝臓機能障害を追加することとなりました。

つきましては、肝臓機能障害が身体障害者手帳の交付対象となりますので、肝臓機能障害の診断書・意見書を作成する医師の募集を開始致します。指定をご希望の方は、下記の要領で医療機関所在地の管轄する市町村に申請願います。

記

1 指定医師の要件

- ・ 指定を受けようとする指定種目と現在医師が担当している診療科目に関連性があること。
- ・ 指定を受けようとする指定種目に関連する診療科目について、相当の経験を有していること。

【肝臓機能障害の医療に関係のある診療科目】

内科、消化器内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

2 申請書類

- ・ 身体障害者福祉法指定医指定申請書（様式第1号、様式第1号添付書類）
  - ・ 医師免許証の写し ・ 理由書（2種目以上の指定を希望する場合のみ）
- \* 申請書は、茨城県障害福祉課のホームページに掲載してあります。

【茨城県障害福祉課ホームページアドレス】

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/shofuku.htm>

3 提出先

医療機関所在地を管轄する市町村（障害福祉担当課）

4 その他

- ・ 肝臓機能障害の手帳申請の受付開始は2月中を予定しております。
- ・ 原則として担当とする障害種別は1種目としておりますが、2種目以上の指定を希望される場合は、複数種目の指定を必要とする理由について、理由書（任意様式）を作成の上、添付してください。

【問い合わせ先】

茨城県保健福祉部障害福祉課  
精神保健G

TEL: 029(301)3368